

一時保護の体制強化に係る指定都市市長会要請

児童虐待の通告・相談件数は、増加の一途をたどり、また、一時保護される児童も増加していることから、都市部を中心に一時保護所の定員を上回る受入れを行っている現状があり、このことは、児童の安全、権利を守る上で大きな課題となっている。

さらに、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、学校の臨時休業や外出自粛が長期化する中、生活不安やストレスから児童虐待の更なる増加が懸念されるほか、一時保護所内での集団感染防止の観点からも、一時保護の受け皿の拡充がより一層求められている。

このような中、平成30年に国が示した「一時保護ガイドライン」においては、子どもの状況に応じて、安全確保やアセスメントなどを適切に行うことができる体制や環境整備が必要であるとともに、良好な家庭的環境の確保や個別性が尊重されるべきとされており、一時保護に必要な定員設定のための整備や、一時保護委託の活用等による対応などが求められている。

また、児童養護施設等への一時保護委託については、措置入所の児童と一時保護の児童が混在しないよう、一時保護専用施設における受入が望ましいとされているところである。

しかしながら、施設整備によって一時保護所の定員を増加することは、地方自治体の負担が大きいことに加え、国からの財政支援を受けて一時保護専用施設を設置し、一時保護実施特別加算費を受けることができる施設については、児童養護施設や乳児院などの一部に限られていることが課題となっている。

については、各地方自治体が地域の実情を踏まえ、一時保護の受け皿確保と適切な支援が提供可能な体制の整備が図られるよう、次のとおり要請する。

1 一時保護所等の施設整備への財政支援の拡充

一時保護所等の設置に係る整備費や定員増加等に向けた改修費に対する補助について、対象施設の拡充や補助率の引き上げなど、各地方自治体の負担軽減が図られるよう、更なる財政支援を講ずること。

2 一時保護委託への支援策の拡充

一時保護委託について、委託費の単価水準を引き上げるとともに、児童養護施設などの一部に限られている一時保護実施特別加算費の対象施設の拡充など、地域における社会資源を活用した一時保護の体制整備が可能となるような支援策の拡充を講ずること。

令和2年6月30日
指定都市市長会